

困ったときは 消費者ホットライン188番にご相談を!

悪質商法等による被害に遭った、ある製品を使ってケガをしてしまったなど、消費者トラブルで困っていることはありませんか? そんなときは全国どこからでも3桁の電話番号でつながる消費者ホットライン「188 (いやや!)」にご相談ください。専門の相談員がトラブル解決をお手伝いします。

★消費者ホットライン「188」って何?

- 最寄りの消費生活センター等をご案内する全国共通の電話番号です。
- 相談したいときは、消費者ホットライン「188 (いやや!)」をご利用ください。最寄りの消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内し、消費生活相談の最初の一步をお手伝いします。
- 相談受付時間は平日9:00~17:00、土日祝日は10:00~16:00です。
※長万部町の場合「函館市消費生活センター」または「国民生活センター」へ繋がります。

★相談できる内容は?

- 悪質商法、産地偽装、安全性を欠く製品など消費生活に関する様々な相談や苦情を無料で受け付けています。
※相談は無料ですが、ナビダイヤルの通話料がかかります。
- 消費者トラブルに巻き込まれたときはもちろん、トラブルになっていない場合でも、契約する前に分からないこと、不安なことがあればお気軽にご相談ください。相談する方の秘密は守られます。

★どのように解決を支援しているのか?

- 消費生活センターや消費生活相談窓口では、消費生活相談員などの資格を持った相談員や、それに準じた知識経験を持つ相談員が、迅速な解決を図るお手伝いをしています。
- 相談員が内容を聴き取って解決のための助言を行います。場合によっては、トラブル相手である事業者との交渉のお手伝いをしたり、弁護士や福祉関連など専門の相談機関を紹介するなど支援を行います。
- 消費者トラブルに遭っても「自分のせいだから仕方がない」とあきらめる人も少なくないようです。しかし、「188」に相談したことで、解決し被害を回復できたケースも多くあります。解決をあきらめずまずは消費者ホットライン「188」に相談してください。

【連絡先】困ったときは、まず、相談を!

- 消費者ホットライン (局番なし) 188 (函館市消費生活センターまたは国民生活センターへ繋がります)
- 北海道立消費生活センター 相談専用電話 050-7505-0999 (平日9:00~16:30)
- 長万部町産業振興課 ☎2-2455

除排雪サービスについてご相談ください

町では、下記の方を対象に軽度生活援助事業 (除排雪サービス) を実施します。除排雪に困っている方はご相談ください。

【対象者】

一戸建てに居住し、町内に除排雪を援助できる身内 (子または子どもの配偶者) が居住していない世帯で、次のいずれかに該当し、自力で除排雪が困難と認められる方が対象になります。ただし、自営業で事業活動を行っている世帯を除きます。

- 70歳以上の方だけで構成されている世帯
- 身体障害者手帳1・2級の障害がある方だけで構成されている世帯
- 70歳以上の方と身体障害者手帳1・2級の障害がある方で構成されている世帯

【サービスの内容】

○除雪

- おおむね10cm以上の降雪時に行います。

- 作業範囲は、玄関先から取り付け道路まで幅約2m以内。※作業時間帯を指定することはできません。

○排雪

- 排雪サービスは、生活道路の確保のために除雪が困難になった場合に行います。
- 排雪作業に係る移動時間も作業時間に含みます。

○利用者負担

- 料金算定については、その月の作業時間の合計となります。(1時間未満は1時間とします。)

- 1時間あた

課税世帯	100円
非課税世帯	50円
生活保護世帯	免除

 (年度末に一括して徴収します)



【お問い合わせ先】 保健福祉課介護支援係 (☎2-2454)